

平成 21 年 11 月 24 日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号  
日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 小 杉 俊 二  
問 い 合 わ せ 先 企 画 調 査 部 調 査 課  
電 話 番 号 03-5739-3013  
F A X 番 号 03-5739-3027

## 「完全施行に向けた対応状況等に関するアンケート調査」報告

～ 貸金業者による収入証明書類の取得状況は、現時点で 5 割程度、  
完全施行時の見込みでは、取得率 80%超と回答した貸金業者は、15%にとどまる  
総量規制の例外となる専業主婦(主夫)向けの貸付については、  
これまで取扱っていた貸金業者の内 7 割が取扱いを停止する見込み ～

日本貸金業協会では、改正貸金業法の第 4 条施行（完全施行）に向けた対応状況等を把握することを目的として、借入利用者ならびに貸金業者それぞれに「完全施行に向けた対応状況等に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート調査から得られた調査・分析結果を公表いたします。

### 【主な調査結果】

- 1. 貸金業者の 7 割が収入を証明する書類の提出依頼(\*1)を行っているが取得率は 5 割以下、完全施行時でも、7 割の貸金業者が 40%超～80%程度の見込み。提出していない一部の利用者には限度額の引き下げや新たな貸出し停止の措置がとられる。[P5-7]**
  - 消費者向け貸付を行っている貸金業者に対し、収入を証明する書類の提出依頼状況について調査したところ、既存顧客に対しては「全員に依頼している」が 12%、「一部に依頼している」が 63%と、回答があった貸金業者の 76%が提出を依頼している。また、新規顧客に対しても「全員に依頼している」が 36%、「一部に依頼している」が 47%となり、回答があった貸金業者の 83%が提出を依頼している。
  - 取得が必須となる顧客数に対する取得率について調査したところ、「10%超～20%以下」が 23%と最も高く、次いで「40%超～50%以下」が 19%、「0%～10%以下」16%となっており、完全施行時（平成 22 年 6 月を想定）では、7 割の貸金業者が 40%超～80%以下の取得率と見込んでいる。この結果、年収証明書類を求められる利用者の内、約 4 割 (\*2) が完全施行により限度額の引き下げや、新たな貸出し停止措置の対象となる。

- また、借入利用者に対し、直近一年間で収入を証明する書類提出の要請有無について、調査したところ、「書類の提出を求められたことはない」58%、「書類の提出を求められたことがある（提出した）」34%、「書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）」8%となり、書類の提出を求められても提出しないと回答した割合は、19%となった。

(\*1)第4号施行（完全施行）日以後は、貸金業者は個人である顧客等と貸付けに係る契約を締結しようとする場合であって、次の場合に該当するときは、原則として当該顧客から資力を明らかにする書面等を徴求しなければならない。①貸付けの金額（極度方式基本契約の場合には極度額）が50万円を超える場合、②貸付けの金額（極度方式基本契約の場合には極度額）が既存の貸付けの契約の残高（極度方式基本契約の場合には極度額）と指定信用情報機関から提供を受けた信用情報より判明した他の貸金業者の貸付けの残高と合算して100万円を超える場合。

(\*2)アンケートに回答のあった34社の完全施行時の取得率見込みの平均値（59.7%）から求めたもの。

## 2. 収入を証明する書類の提出に対して、「良い」とする意見 52%、中立的な(その他)意見 6%、一方では「問題がある」とする意見が 41% [P8-10]

- 前述の借入利用者が収入を証明する書類の提出を求められ提出しなかった理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が40%と最も高く、次いで「書類を提出しなくなかったから」が28%、「書類を持ってなかったから（紛失を含む）」21%となっている。
- また、収入を証明する書類の提出に対する意見を分析したところ、「面倒」という意見が全体の35%となっている。
- 上述の意見も含め「良い」、「中立的（その他）」、「問題がある」意見に分類し、その内容を分析したところ、「良い」とする意見（52%）のうち最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」40%、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」29%、「返済能力に関わることで、当然のことと思う」27%となっている。一方で「問題がある」とする意見（41%）では、「書類を揃えて提出するのが面倒」が34%と最も高く、次いで「個人情報流出しないか心配である」16%、「できれば提出は、したくない」12%、「急に提出を求められても対応に困る」7%となっている。

## 3. 専業主婦(主夫)の借入では、38%の配偶者は借入について知らない[P11-13]

- 現在借入を行っている専業主婦(主夫)(\*3)に対して、配偶者の借入の認知について調査したところ、38%が「配偶者は、借入について知らない」と回答した。
- また、収入のある配偶者の資力調査のための書類および同意取得の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」と回答した割合は36%にとどまり、「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入をやめる」が30%、「提出は困難である」18%といった書類の提出に対して否定的な回答が多い。
- 前述の「提出は困難である」とした理由として、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が52%と最も高く、次いで「配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）」が21%、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明等）を提出するのに抵抗があるから」16%と続く。

(\*3)総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者と合わせた収入の3分の1までとなり、借入に際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書・配偶者の収入証明書の提出が必要となる。

#### 4. 個人事業主の50%が、返済能力の根拠となる書類の提出は、困難と回答 [P14-16]

- 現在借入を行っている個人事業主(\*4)に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類(\*5)および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類(\*6)の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、50%にとどまった。
- また、貸金業者に対して、個人事業主に対する貸付で、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、21%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、42%となった。

(\*4)貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入を行う場合、収入証明書の他に借入額に関わらず、事業実態が分かる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。

(\*5)以下の4つの書類のいずれかを指す。

①決算書 ②青色申告書 ③確定申告書 ④納税証明書

(\*6)以下の内容が含まれた書類を指す。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

#### 5. 完全施行後の総量規制の適用除外(\*7)および例外貸付(\*8)の取扱いを停止する貸金業者が増加する見込み [P17]

- 貸金業者に対し、総量規制の適用除外および例外貸付の法改正前の取扱い状況と完全施行後の取扱い予定について調査したところ、完全施行後も「取扱う」、「検討中」と回答した割合は、法改正前に取扱いをしている貸金業者の割合と比較して、「顧客に一方的に有利になる一定の借換」を除く全ての取扱いで減少する見込みとなった。
- とりわけ専業主婦（主夫）に対する貸付については、既に17%の貸金業者が取扱いを停止しており、現状「取扱っている」貸金業者の割合が37%に対し、完全施行後も「取扱う」と回答した貸金業者の割合は7%、「検討中」と回答した貸金業者を含めても15%と大幅に減少する見込み。また、個人事業主に対する貸付についても、現状取扱っている貸金業者の割合が44%に対し、完全施行後は25%に減少する見込みとなった。

(\*7)住宅の新築、購入等の資金調達のための住宅ローン契約については、個人である債務者が日常的に行う借入ではなく、通常は適切な返済計画に基づいて当該住宅を担保に借入が行われ、定型的に低利で返済期間が長期にわたり、多重債務に陥る可能性が少ないと考えられることから総量規制の対象から除外されている。なお、住宅ローン契約以外にも①不動産購入等のための貸付、②自動車購入のための自動車担保貸付、③一定のいわゆる高額医療費の貸付、④手形割引を内容とする契約、⑤金融商品取引業者が行う500万円を超える一定の有価証券担保ローン、⑥金融商品取引業者が行う500万円を超える一定の投資信託受益証券担保ローン、⑦媒介契約についても総量規制の対象から除外されるものとして取り扱われる。

(\*8)年収の3分の1を超える借入であっても、①一定の有価証券担保貸付、②一定の不動産担保貸付、③売却予定の不動産の売却代金により弁済される貸付、④顧客に一方的に有利になる一定の借換え、⑤一定の緊急の医療費（高額医療費を除く）の貸付、⑥配偶者と合算した年収の3分の1以下の一定の貸付（配偶者の同意、夫婦関係証明書類・配偶者の収入証明書の提出が要件）、⑦一定の個人事業主に対する貸付（実地調査および決算書等の書類提出による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）、⑧新たな事業を行うための個人顧客に対する一定の貸付については、「個人顧客の利益の保護に支障を生じることのない契約」として総量規制の例外としている。

以上



## 調 査 結 果

### 1. 収入を証明する書類の提出依頼および取得状況

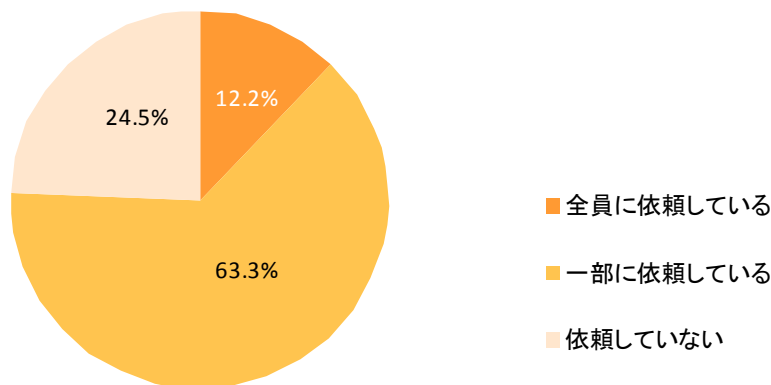
#### (1) 貸金業者の収入を証明する書類提出依頼の有無および取得状況

##### ① 消費者向け貸付、既存

消費者向け貸付を行っている貸金業者に対し、既存顧客へ収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて75.5%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、12.2%にとどまった。

【図1：収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（既存顧客）】

<回答があった貸金業者 n=49>

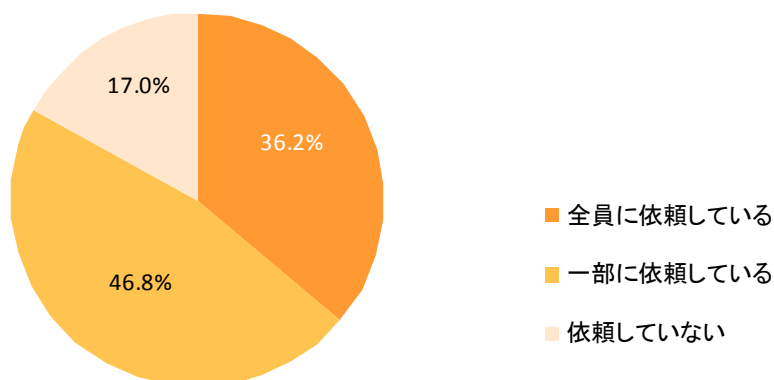


##### ② 消費者向け貸付、新規

消費者向け貸付を行っている貸金業者に対し、新規顧客へ収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて83.0%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、36.2%となっている。

【図2：収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（新規顧客）】

<回答があった貸金業者 n=47>



### ③現在の収入を証明する書類の取得率および取得率見込み

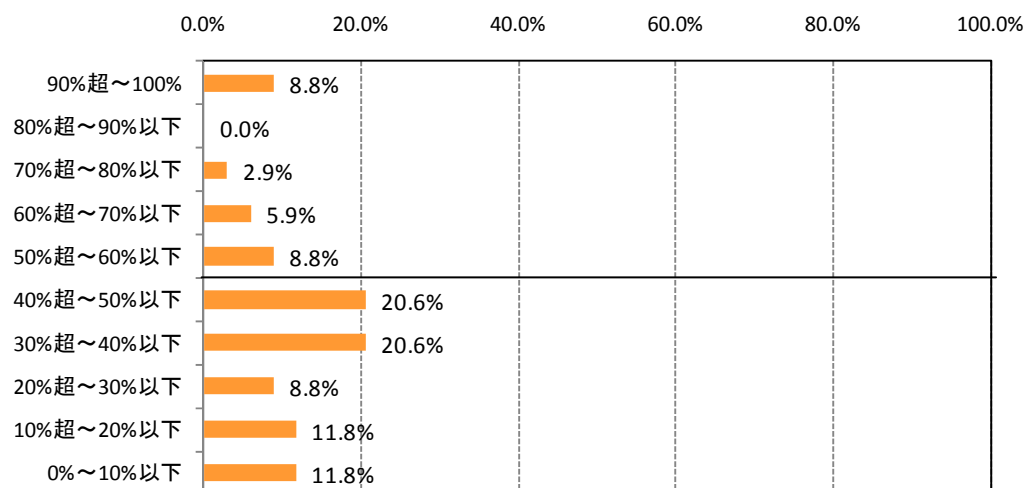
貸金業者に対し、収入を証明する書類の取得率について、「提出依頼件数に対する取得率」と「取得必須顧客数に対する取得率」を確認したところ、それぞれ 73.6%、83.9%の貸金業者が「取得率が 50%以下」と回答しており、完全施行時（平成 22 年 6 月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込みでは、「40%超～50%以下」、「50%超～60%以下」、「60%超～70%以下」、「70%超～80%以下」がそれぞれ 17.6%とばらつきがある回答となっているものの、取得率 80%以上と回答した業者は、14.7%にすぎない。

また、借入利用者に対して、直近一年間で収入を証明する書類提出要請の有無について調査した結果では、42.4%が提出を求められたと回答。

内訳を見ると「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）」が 34.3%、「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）」8.1%と収入を証明する書類の提出を求められ提出した割合は、81%を占め、貸金業者の収入を証明する書類の取得率の調査結果と相違する結果となっており、借入利用者に対して、収入を証明する書類の提出依頼が正しく伝わっていない可能性があることが窺われる。

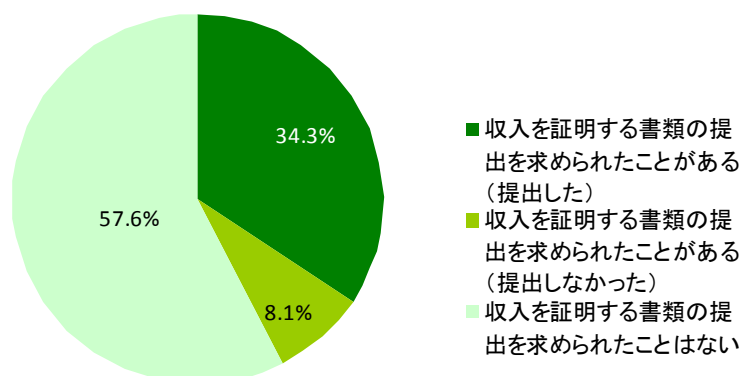
【図 3：提出を依頼した件数に対する収入を証明する書類の取得率】

<回答があった貸金業者 n=34>



【図 4：借入利用者（全体）の収入を証明する書類提出依頼の有無】

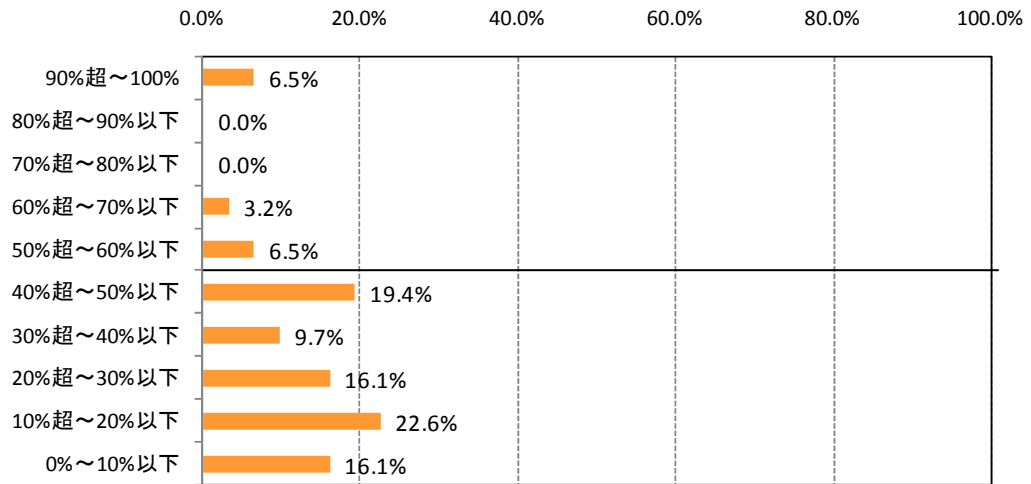
<借入利用者（全体） n=1,000>





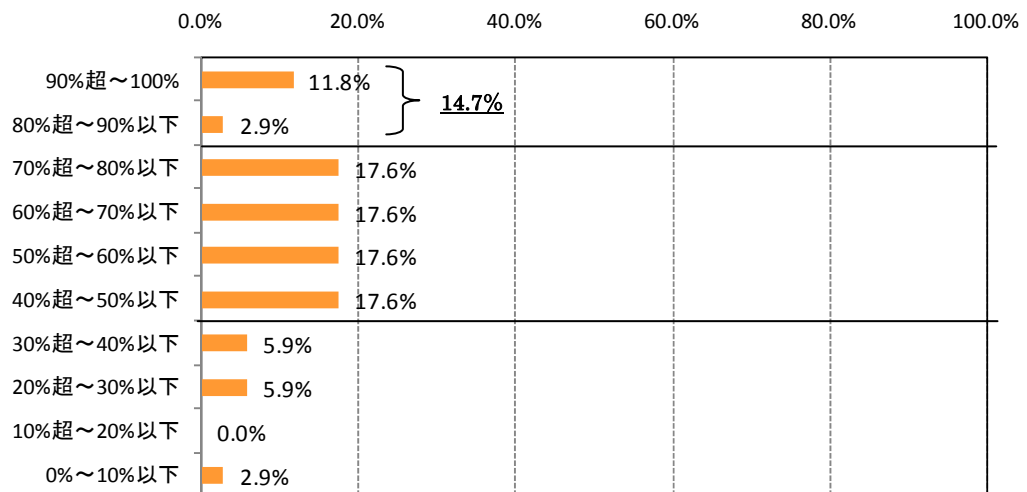
【図 5： 取得が必須である顧客数に対する収入を証明する書類の取得率】

<回答があった貸金業者 n=31>



【図 6： 完全施行時（平成 22 年 6 月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込み】

<回答があった貸金業者 n=34>

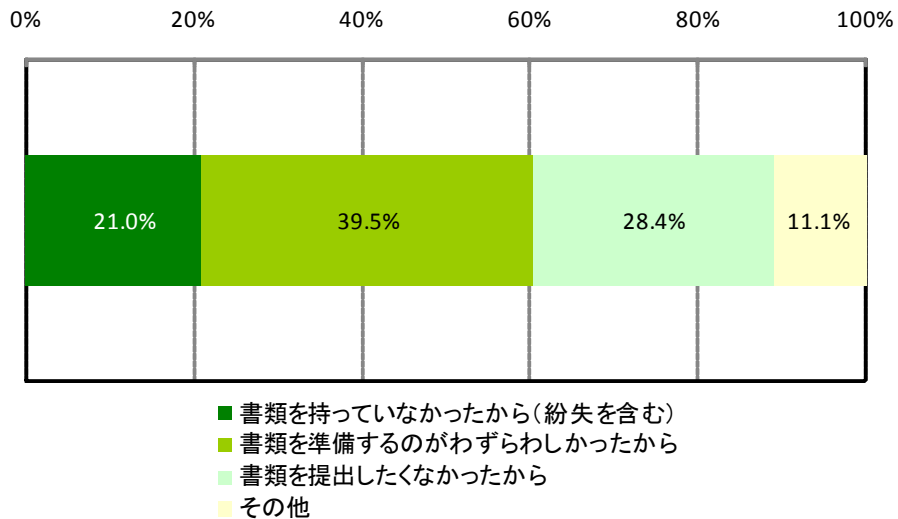


## 2. 借入利用者が収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類の提出を求められた結果、「提出しなかった」と回答した借入利用者に対し、その理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が39.5%と最も高く、次いで「書類を提出したくなかったから」が28.4%、「書類を持っていなかったから（紛失を含む）」が21.0%と続く。

【図7：借入利用者（全体）の収入を証明する書類を提出しなかった理由】

<借入利用者（全体）1,000名中、収入を証明する書類の提出を要請されたが提出しなかった n=81>





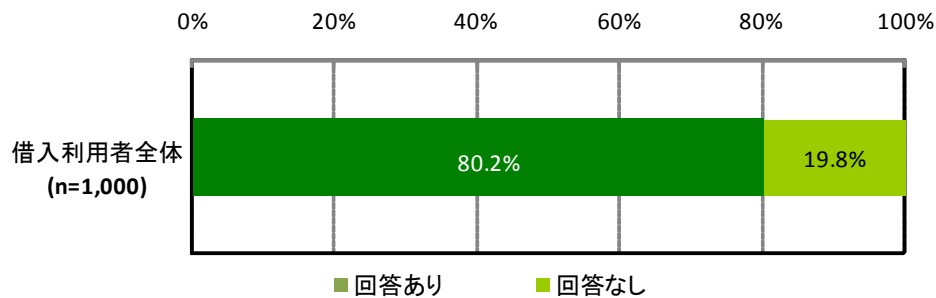
### 3.収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例

#### (1)収入を証明する書類の提出等への意見

借入利用者の収入を証明する書類の提出等に対する自由意見を分析したところ、「良い」とする意見が 52.0%を占める。また、借入利用者のうち総量規制該当者に限定して分析した結果では、「良い」とする意見が 47.2%、総量規制非該当者でも、「良い」とする意見が 56.7%となった。

【図 8：収入を証明する書類の提出等への借入利用者の意見の回答状況】

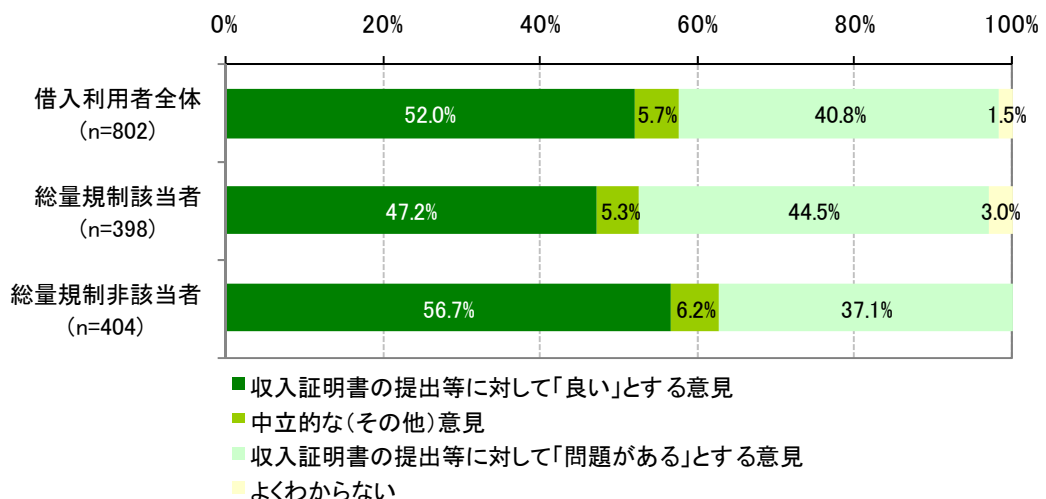
<借入利用者 n=1,000>



意見の分類	定義
「良い」とする意見	「必要なことである」「仕方が無い」「借りすぎ防止が見込める」など、収入証明書の提出に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
「問題がある」とする意見	「提出が面倒である」「個人情報の流出が心配である」「急に提出を求められても困る」など、収入証明書の提出に対して、「問題がある」とする意見
中立的な（その他）意見	「よくわからない」など、収入証明書の提出について、直接的に関係しない意見

【図 9：収入証明書の提出等への借入利用者の意見の分類】

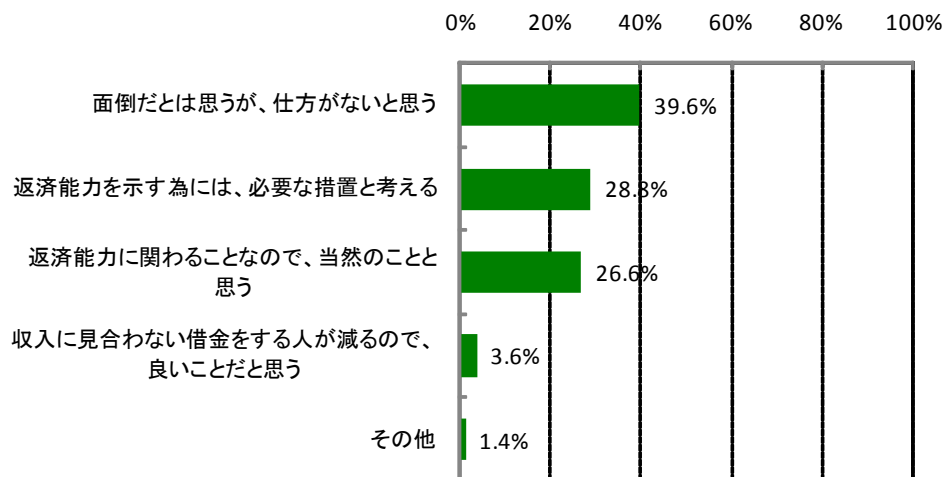
<借入利用者（総量規制該当者・総量規制非該当者）1,000 名のうち、収入証明書の提出等への意見として回答があった借入利用者（総量規制該当者・総量規制非該当者）n=802>



## (2)収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「良い」とする意見（52.0%）の内容を分析したところ、最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」39.6%、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」28.8%、「返済能力に関わることなので、当然のことと思う」26.6%となっている。

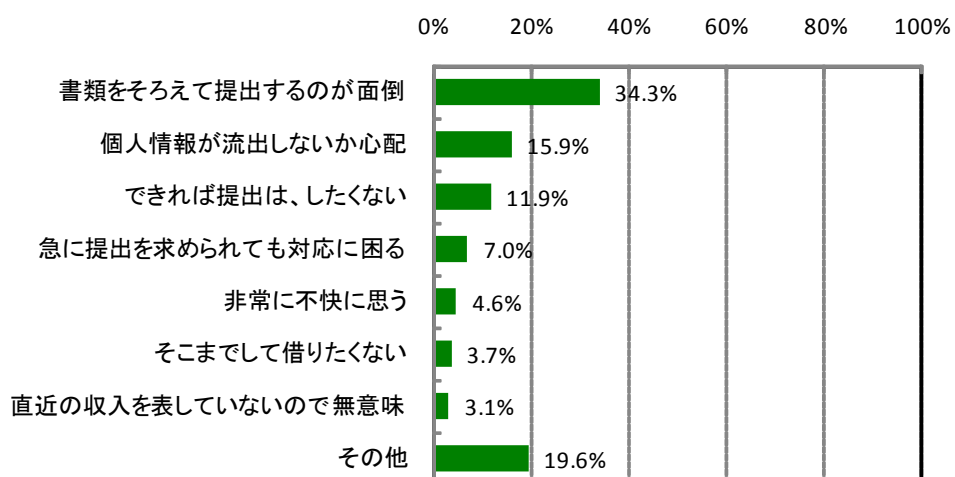
【図 10：収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする借入利用者の意見の内訳】  
 <収入証明書の提出等に対して「良い」とする意見をお持ちの借入利用者 n=417>



## (3)「収入を証明する書類の提出等」に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「問題がある」とする意見（40.8%）の内容を分析したところ、「書類を揃えて提出するのが面倒」が34.3%と最も高く、次いで「個人情報が流出しないか心配」15.9%となった。また、「できれば提出は、したくない」11.9%、「急に提出を求められても対応に困る」7.0%といった意見も見られた。

【図 11：収入を証明する書類の提出等に対して「問題がある」とする借入利用者の意見の内訳】  
 <「収入を証明する書類の提出等」に対して「問題がある」とする意見の借入利用者 n=327>



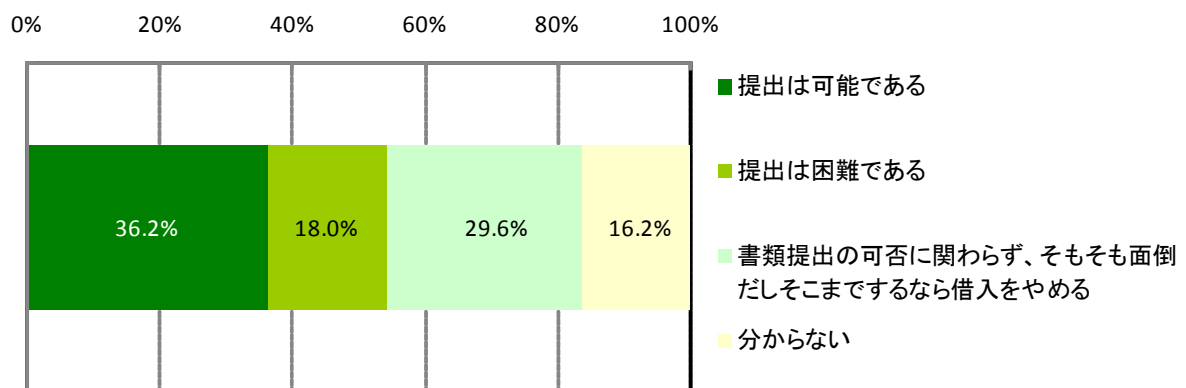
## 4. 配偶者の資力調査と同意書等必要書類に関する調査結果

### (1) 配偶者の収入証明書の提出可否

専業主婦（主夫）に対して、借入を行う際に必要となる配偶者の収入を証明する書類等の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」が36.2%と最も高く、次いで「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入をやめる」29.6%、「提出は困難である」18.0%、「分からない」16.2%となった。

【図 12：専業主婦（主夫）による配偶者の収入証明書提出可否】

<専業主婦（主夫） n=500>

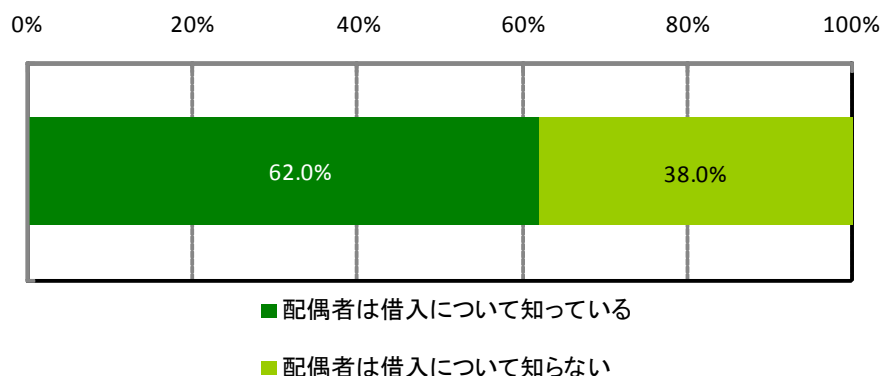


### (2) 配偶者の借入に対する認知度

また、専業主婦（主夫）に対して配偶者が借入について知っているかどうかを調査したところ、「配偶者は借入について知っている」が62.0%、「配偶者は借入について知らない」38.0%となった。

【図 13：専業主婦（主夫）の借入事実の配偶者への秘匿性】

<回答があった専業主婦（主夫） n=271>

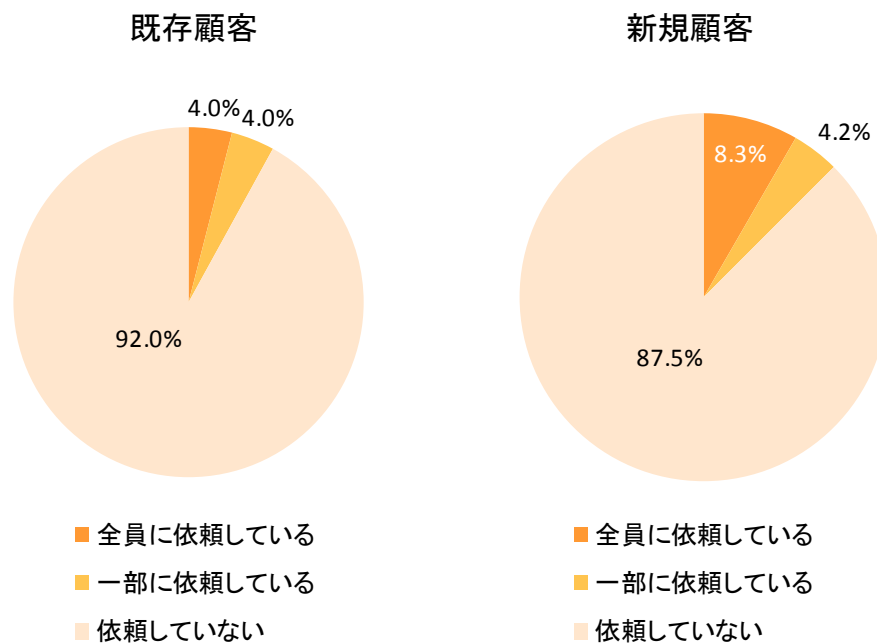


### (3) 専業主婦(主夫)の同意書等必要書類の提出状況

貸金業者に対して、専業主婦（主夫）に対する貸付で、総量規制の例外とされるために必要な書類（配偶者の同意等）の提出依頼状況について調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて8.0%が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて12.5%が書類の提出を依頼している。

【図 14：専業主婦（主夫）への同意書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）】

<回答があった貸金業者 n=25（既存）、n=24（新規）>

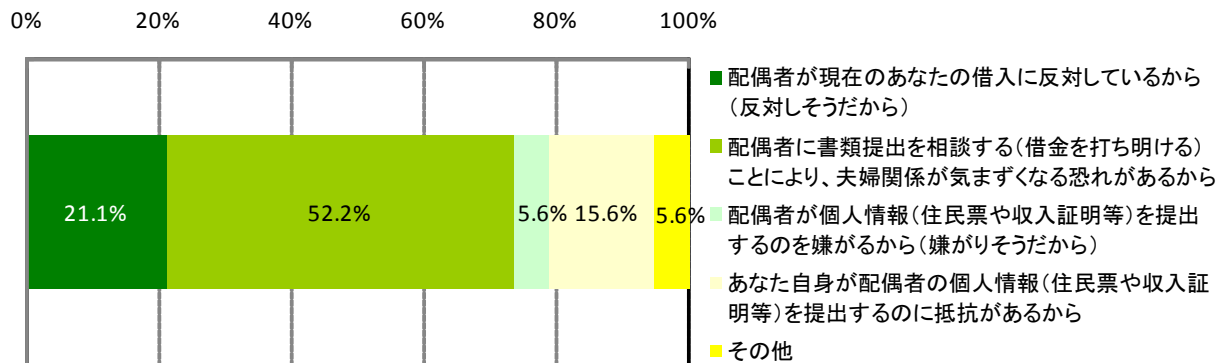


#### (4) 配偶者の収入を証明する書類が提出困難な理由

配偶者の収入を証明する書類等の提出は困難であると答えた回答者に対して、その理由を調査したところ、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が 52.2%と最も高く、次いで「配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）」が 21.1%、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明等）を提出するのに抵抗があるから」15.6%となった。

【図 15：配偶者の収入を証明する書類等が提出困難な理由（最も大きな理由）】

<専業主婦（主夫）500名中、配偶者の収入を証明する書類等の提出が困難である n=90>



## 5. 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出

### (1) 借入残高のある個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否

現在借入を行っている個人事業主（\*4）に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類（\*5）および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類（\*6）の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73.2%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、49.6%にとどまった。

（\*4）貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入を行う場合、収入証明書の他に借入額に関わらず、事業実態が分かる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。

（\*5）以下の4つの書類のいずれかを指す。

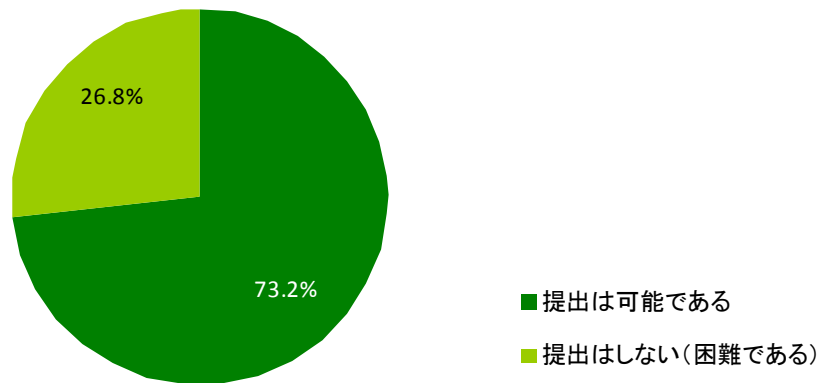
①決算書 ②青色申告書 ③確定申告書 ④納税証明書

（\*6）以下の内容が含まれた書類を指す。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

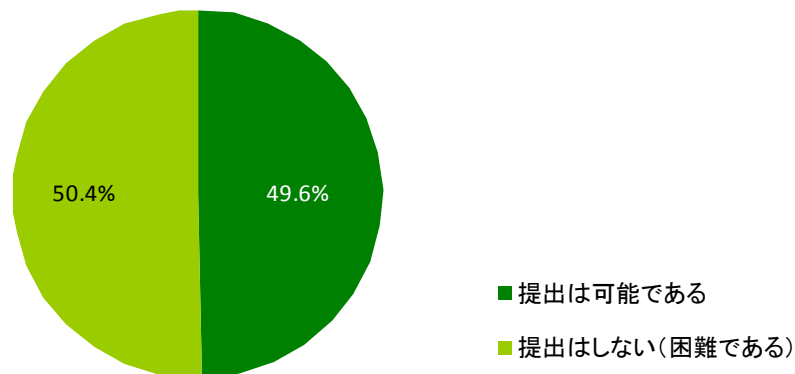
【図 16：個人事業主の事業実態が分かる書類の提出可否】

<個人事業主 n=500>



【図 17：個人事業主の返済能力の根拠となる書類の提出可否】

<個人事業主 n=500>

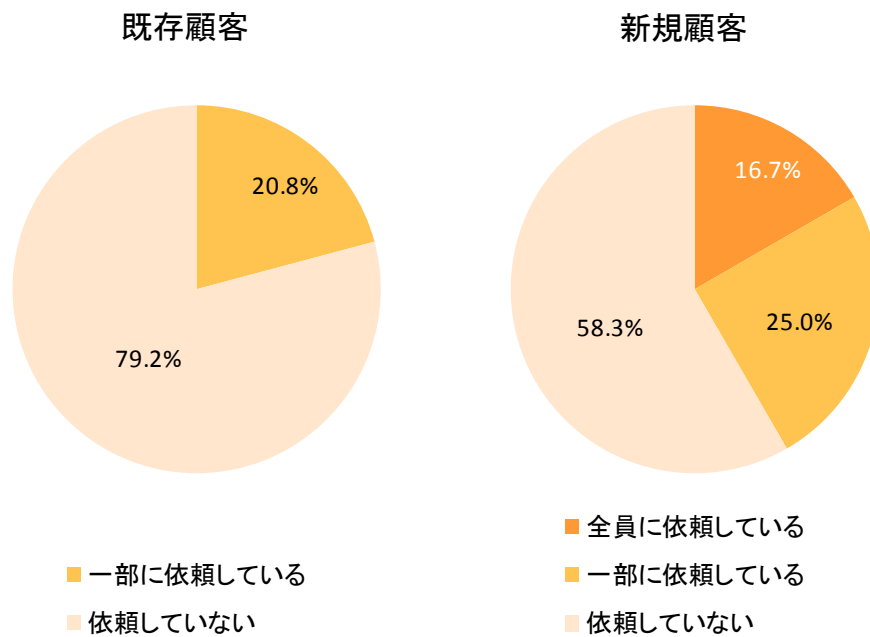


## (2)貸金業者の個人事業主に対する総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況

貸金業者に対して、個人事業主に対する貸付で、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、20.8%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて 41.7% となっている。

【図 18：個人事業主への事業計画書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）】

<回答があった貸金業者 n=24（既存、新規）>





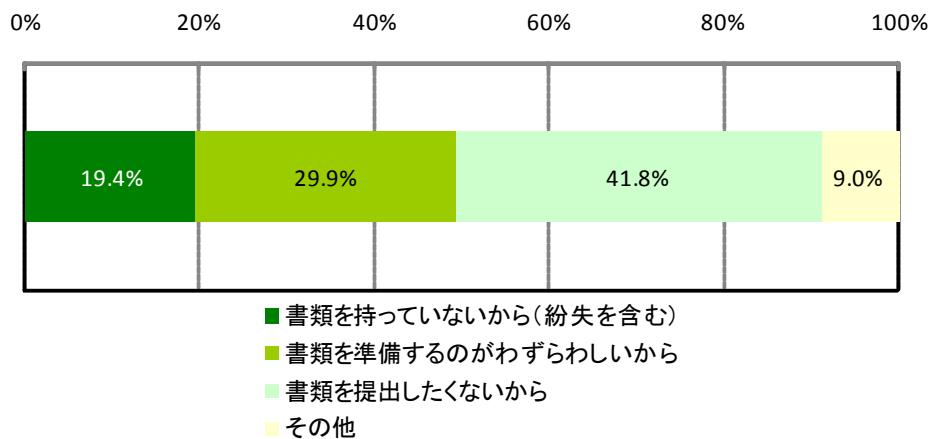
### (3) 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出が困難な理由

#### ①当該事業の実態が分かる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該事業の実態が分かる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した現在借入を行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類を提出したくないから」が 41.8%と最も高く、次いで「書類を準備するのがわずらわしいから」29.9%、「書類を持っていないから（紛失を含む）」19.4%となった。

【図 19：個人事業主の事業実態が分かる書類が提出困難な理由】

<個人事業主 500 名中、事業実態が分かる書類の提出が困難である n=134>

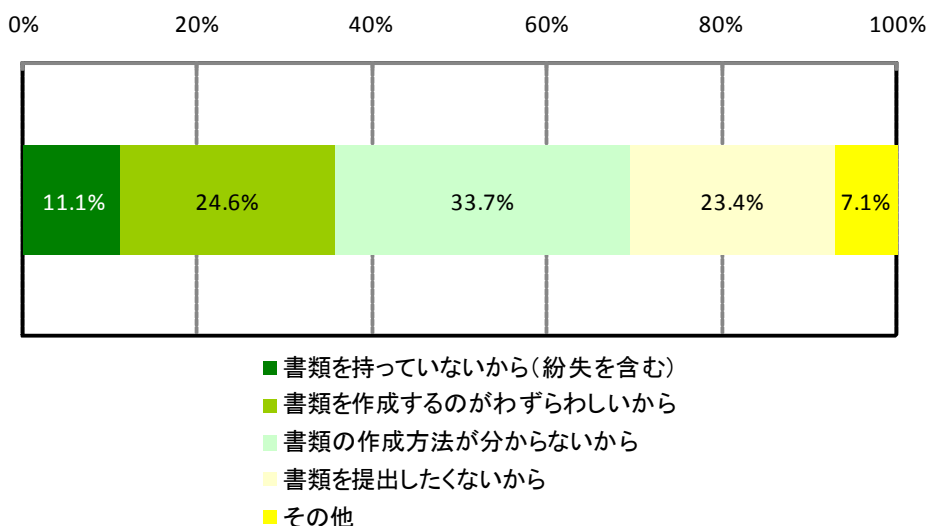


#### ②当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した現在借入を行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類の作成方法が分からないから」が 33.7%と最も高く、次いで「書類を作成するのがわずらわしいから」24.6%、「書類を提出したくないから」23.4%となった。

【図 20：個人事業主の返済能力の根拠となる書類提出が困難な理由】

<個人事業主 500 名中、返済能力の根拠となる書類の提出が困難である n=252>



## 6 総量規制の適用除外(\*7)および例外貸付(\*8)の対応状況

### (1) 法改正前の取扱い状況と完全施行後の取扱い

貸金業者に対し、総量規制の適用除外および例外貸付の法改正前の取扱い状況と完全施行後の取扱い予定について調査したところ、完全施行後も「取扱う」、「検討中」と回答した割合は、法改正前に取扱いをしている貸金業者の割合と比較して、「顧客に一方的に有利になる一定の借換」を除く全ての取扱いで減少する見込みとなった。

とりわけ専業主婦（主夫）に対する貸付については、既に 16.9%の貸金業者が取扱いを停止しており、現状「取扱っている」、「取扱っていたが法改正で停止した」貸金業者の割合が 54.2%に対し、完全施行後は「取扱う」、「取扱う方向で検討中」と回答した貸金業者の割合は 15.3%にとどまる。また、個人事業主に対する貸付についても現状「取扱っている」、「取扱っていたが法改正で停止した」貸金業者の割合が 50.9%に対し、完全施行後「取扱う」、「取扱う方向で検討中」は 39.0%に減少する見込みとなった。

(\*7)住宅の新築、購入等の資金調達のための住宅ローン契約については、個人である債務者が日常的に行う借入ではなく、通常は適切な返済計画に基づいて当該住宅を担保に借入が行われ、定型的に低利で返済期間が長期にわたり、多重債務に陥る可能性が少ないと考えられることから総量規制の対象から除外されている。なお、住宅ローン契約以外にも①不動産購入等のための貸付、②自動車購入のための自動車担保貸付、③一定のいわゆる高額医療費の貸付、④手形割引を内容とする契約、⑤金融商品取引業者が行う 500 万円を超える一定の有価証券担保ローン、⑥金融商品取引業者が行う 500 万円を超える一定の投資信託受益証券担保ローン、⑦媒介契約についても総量規制の対象から除外されるものとして取り扱われる。

(\*8)年収の 3 分の 1 を超える借入であっても、①一定の有価証券担保貸付、②一定の不動産担保貸付、③売却予定の不動産の売却代金により弁済される貸付、④顧客に一方的に有利になる一定の借換え、⑤一定の緊急の医療費（高額医療費を除く）の貸付、⑥配偶者と合算した年収の 3 分の 1 以下の一定の貸付（配偶者の同意、夫婦関係証明書類・配偶者の収入証明書の提出が要件）、⑦一定の個人事業主に対する貸付（実地調査および決算書等の書類提出による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められること等が要件）、⑧新たな事業を行うための個人顧客に対する一定の貸付については、「個人顧客の利益の保護に支障を生じることのない契約」として総量規制の例外としている。

【図 21：総量規制の適用除外および例外貸付対応の法改正前の取扱いと完全施行後の取扱い】

<回答があった貸金業者 n=59>

